

(1) 活動を再開するにあたっての必要事項。

-1 活動開始予定日を起点とし、2週間前からの行動履歴の確認によって、以下に該当している所属部員がいた場合は、当該部員は活動に参加させないこと。

- ①緊急事態宣言対象地域との往来をした。
- ②同居していない人と、会食（マスクなし、会話あり：15分以上）があった。
- ③同居していない人と、狭い空間で行動（マスクなし、換気なし：15分以上）を共にした。
- ④陽性者、濃厚接触者と接触した。
- ⑤その他、感染リスクが高いと思われる行動があった。

-2 併せて、学生課へ活動（練習）計画（月毎：人数、場所、練習内容etc）を提出し、許可を得ること。

- ①北海道（札幌市）の感染状況が悪化した場合には、練習内容の見直しや活動の一時制限などの感染予防対策を講じること。
- ②以下の点が感染リスクが高まる活動であるため、活動（練習）計画立案の際は以下の点を十分考慮すること。
 - ・学生同士が組み合うことが主体となる活動
 - ・身体接触を伴う活動
 - ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動

※情報引用元：

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（1月7日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）
（1月28日文科科学省高等教育局長発信）

(2) 活動再開後も、上記（1）-1の項目は毎日確認することとし、該当者がいた場合は一定期間、その者の活動を自粛させる。※1週間に1度、管理シートを学生課へ提出。**(3) 健康確認は毎日練習前（自宅にて）に行うこととし、以下に該当した場合は活動に参加させない。※1週間に1度、管理シートを学生課へ提出。**

- ①体温チェック（37.5℃以上もしくは平熱を1℃以上超える発熱）
- ②咳や喉の痛み
- ③だるさ（倦怠感）
- ④嗅覚、味覚の異常
- ⑤身体が重く感じる、疲れやすい等の症状

(4) 感染予防のための基本的な対応を徹底。

- ①活動終了後、会食をせずに速やかに帰宅。
- ②マスクの着用状況に応じ、十分な距離を必ず確保。
- ③練習前後（特に更衣室内）は不織布のマスクを必ず着用（練習内容によっては、練習時もマスク着用）
- ④手洗いと消毒の実施
- ⑤屋内施設の場合は、30分間隔で窓・扉の開閉による換気を必ず行う

(5) 所属部員に感染者及び濃厚接触者が出た場合は、学生課へ速やかに報告し、指示を仰ぐこと。**(6) 行動履歴及び健康に関する管理シートの提出が2回に渡り行われな場合は、当該団体の活動を一定期間停止させる。****(7) 行動履歴及び健康に関する管理シートの記載内容に虚偽がある場合や記載内容が不十分と判断した場合は、当該団体の活動を一定期間停止させる。****(8) 活動への参加は、絶対に強要しない。****(9) 対外（大会・練習）試合への参加については、学生課に相談すること。****(10) 新入生の参加は、4月1日以降とする。**

道(市)の対応	緊急事態宣言	集中対策期間	集中対策期間解除後	(新年度を目途)		
【トレーニングの Phase】	Phase1	Phase2	Phase3	Phase4		
開始予定日	-	~3/7	(3/8~)	(4/1~)		
活動内容	個人トレーニング	屋内/屋外 個人トレーニング	屋内/屋外 チームトレーニング	道(市)内の感染状況を踏まえ、 通常 (感染対策は引き続き徹底)		
活動場所	自宅	一部学内施設開放	一部学内施設開放			
共有器機・備品使用	-	不可	可 ただし、都度消毒必須。もし くは手袋等着用のうえ使用			
施設内共有人数	-	体育館	各コート5		体育館	各コート25
		サッカー場	ハーフ10		サッカー場	50
		野球場	15		野球場	50
		陸上競技場	1団体10人2団体まで		陸上競技場	50
		第2球技場	10		第2球技場	50
		テニスコート	6		テニスコート	25
		弓道場	4		弓道場	10
		トレ室	-		トレ室	10人/回
		シャワー室	-		シャワー室	使用不可
		更衣室	-		更衣室	使用不可
		武道場	5		武道場	25
		パーク	3		パーク	10
		Score	4	Score	10	
		プレアホール	5	プレアホール	25	
大教室	15	大教室	定員の半分まで			
中教室	10	中教室	10			
小教室	5	小教室	5			
演習室	2	演習室	2			
指導者/マネージャー	-	指導/参加	指導/参加			
活動時間/回	-	1時間	2時間			
大会派遣	-	原則不可	要相談			
ミーティング	可 (要申請・指導者同席・3密回避が可能な場所)					
備考	開始予定日に関わらず、緊急事態宣言や集中対策期間が発令された場合は、Phase1もしくはPhase2での運用とする。					

【屋内施設/人数の考え方】
・道のイベント実施に関する収容人数の考え方に基づき、50%以下とし算出。

【屋外施設/人数の考え方】
・人数制限を行うとともに部員同士の距離に注意する。

【備品共有、人数の変更】
・国や道(市)の指針により、見直す必要が発生した場合は、急遽変更することがある。

【トレ室の取扱い】
・各自消毒液等を準備する。
・希望を募り、学生課において編成する。
・入室名簿に必ず氏名等を記載する。
・不織布マスクを必ず着用する。

【サークル会館の取扱い】
・利用再開時期、方法は別途検討する。
・荷物の出し入れは、学生課に相談する。



活動再開要件を満たした団体から適用。詳細は別紙を確認すること。